資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十五億二千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は、平成二十三年一月十七日付官報の九十頁（号外第九号）に掲載されています。

平成二十三年一月二十五日

東京都中央区明石町八番一号

トゥループロパティマネジメント株式会社

代表取締役　佐々木泰樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年一月二十五日

岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字白砂一一六八番地

有限会社かしおカントリークラブ

代表取締役　片桐　克久

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を一億六千万円減少して二千万円とし、減少額の全額を資本準備金に振替えることに決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。平成二十二年十二月一日の現物出資により、左記より資本金は一億七千万円増加し、資本準備金が一億六千七百八十七万五千円増加しております。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十八日

掲載頁　一四五頁（号外第一三五号）

平成二十三年一月二十五日

静岡県静岡市駿河区大坪町二番二号

株式会社伊豆屋

代表取締役　渡邉　朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百十二万円減少し八百八十八万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は最初の決算期未到来のため最終貸借対照表の開示はありません。

平成二十三年一月二十五日

滋賀県栗東市小柿六丁目九番二二号

株式会社ＡＺ　ＺＥＲＯ

代表取締役　髙井　哲也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.groundgolf-green.com

平成二十三年一月二十五日

大阪府富田林市高辺台二丁目二八番一七号

株式会社グリーン倶楽部

代表取締役　福地　隆史

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月十日を基準日と定め、同日午後〇時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月二十五日

東京都練馬区北町二丁目二七番八号

株式会社大三元

代表取締役　伊藤　太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月九日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月二十五日

山梨県甲府市国母七丁目九番一号

株式会社ミサワホーム山梨

代表取締役　古屋　保巳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月十一日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月二十五日

大阪府東大阪市角田一丁目七番四〇号

株式会社松下商会

代表取締役　松下　幸雄

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社松下と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、効力発生日である平成二十三年二月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月二十五日

山口県周南市毛利町一丁目五番地の二

株式会社松富

代表取締役　松下　博宣

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社松下と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、効力発生日である平成二十三年二月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月二十五日

山口県周南市毛利町一丁目五番地の二

株式会社松栄

代表取締役　松下　博宣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である秋山義雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年一月二十五日

東京都渋谷区渋谷三丁目一一番二号パインビル

ジャルパックインターナショナルアメリカインク

日本における代表者　秋山　義雄

限定承認公告

本籍栃木県佐野市船越町六七八番地、最後の住所東京都足立区千住河原町四三番八号相楽荘　被相続人　亡　永島進二郎

右被相続人は平成二十二年十月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年一月十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

神奈川県横浜市都筑区池辺町三六九五番地三

相続財産管理人　永島　茂

限定承認公告

本籍三重県四日市市富田一色町九九九番地、最後の住所東京都渋谷区恵比寿一丁目三四番三号キャピタルグレース・タカ四〇三

被相続人　亡　福田　隆彦

右被相続人は平成二十二年十月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年一月十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

三重県四日市市富田一色町一〇番一二号

限定承認者　福田　恒子

限定承認公告

本籍京都市山科区勧修寺御所内町六七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　池田　信治

右被相続人は推定平成二十二年十月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年一月十二日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

京都市山科区勧修寺御所内町六七番地

相続財産管理人　池田　信之

京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル五階京都総合法律事務所

右記代理人弁護士　三浦　正毅

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一一	八上	二二	スライドが停止するまでの時間	スライドが停止する時までの時間
一一一	終りから	三	宮崎　孝介	宮崎　孝介

（動力プレス機械構造規格の一部を改正する件）（印刷誤り）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十五日付第一五号九　六ページ●同日付政府調達第一五号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）